

佐賀県高齢者保健福祉推進委員会公募委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は佐賀県高齢者保健福祉推進委員会設置要綱第3条に定める公募による県民(以下「公募委員」という。)について、公募を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は県内に住所を有する18歳以上で、高齢者の保健福祉に関心のある者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2) 自己又は第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(公募委員数)

第3条 公募委員の数は2名とする。

(公募委員の公募方法)

第4条 公募は、広報紙への掲載その他の方法により広く周知するものとし、1ヶ月程度の募集期間を設けるものとする。

2 応募者には作文の提出を求めるものとする。

(公募委員の選考)

第5条 応募があった者については、長寿社会課において審査のうえ、健康福祉部長が選考を決するものとする。

2 前項の審査及び選考に当たっては、前条第2項により提出された作文の内容を重視するとともに、年齢及び男女別のバランス等を考慮するものとする。

(選考結果の通知)

第6条 選考結果は、全ての応募者本人に対し通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、公募及び選考に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は平成13年11月8日から実施するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成16年10月18日から実施するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成25年12月20日から実施するものとする。